

第34回 浦幌町農業委員会総会議事録

令和 2 年 5 月 2 7 日 開会

令和 2 年 5 月 2 7 日 閉会

浦幌町農業委員会

令和2年 5月27日 第34回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時28分

1 出席委員

1番 伊藤光一	2番 小野木 淳	3番 香川 由
4番 石塚健一	5番 福田和己	6番 大坂 有
7番 山村幹次	8番 廣富一豊	9番 高木政志
10番 木南和徳	11番 森 秀幸	12番 石森正浩
13番 小川博幸		

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 坂下利行
農地係長 小川裕之
主 事 河上 彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 議案第1号 土地現況証明願について
- 日程第 5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第3号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について
- 日程第 7 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

4 議事内容 午後2時00分開会

○坂下事務局長 皆さん、こんにちは。総会の議事につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 ただ今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第34回農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第12条第2項の規定により、議席番号10番木南委員、11番森委員を指名いたしますのでよろしくをお願いいたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○坂下事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 ただ今報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 土地現況証明願について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第4、議案第1号、「土地現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号、地現況証明願について。このことについて、下記の者より願出があったので審議されたい。令和2年5月27日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の2件でございます。

1件目。地の表示は記載のとおりであります。土地所有者及び申請人は、瀬多来に住所を有する方。願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、5月12日に石森委員ほか2名の委員さんと現地調査をいたしましたところ、利用状況は、山林でありました。

2件目。地の表示は記載のとおりであります。土地所有者は、幕別町に住所を有する方。申請人は、幕別町に住所を有する法人。願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、5月

13日に伊藤委員ほか2名の委員さんと現地調査をしましたところ、利用状況は、雑種地でありました。議案書3ページから4ページに願出地の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、1件目の案件について地区担当委員の石森委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○石森委員 本申請地につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、5月12日に現地を確認したところ、樹木が生育しており、永年にわたって耕作されていない状況であり、現況地目は山林でありました。以上、報告いたします。

○小川議長 ありがとうございます。次に2件目の案件について、地区担当委員の伊藤委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○伊藤委員 本申請地につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、5月13日に現地を確認したところ、雑草等が生い茂り、永年にわたって耕作されていない状況であり、現況地目は雑種地でありました。以上、ご報告いたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。
(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を願出のとおり証明することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は願出のとおり証明することに決定をいたしました。

●日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第5、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書6ページをご覧ください。議案第2号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和2年5月27日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の賃貸借案件1件でございます。

番号9番。貸主は、瀬多来に住所を有する方。借主は、統太に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑。面積は15筆合わせまして58,892平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和2年5月28日から令和2年12月31日までの1年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借人の希望により農地を賃貸借する。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書7ページに3条番号9の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の石森委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○石森委員 番号9番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図るため農地を賃貸借する内容であり、5月17日に現地を確認したところ、農地法第3条

第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。
(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第2号を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定をいたしました。

●日程第6 議案第3号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について

○小川議長 次に日程第6、議案第3号、「農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について」を議題とします。本案件につきましては、農用地区域内から除外する案件1件と、農用地区域内から用途区分を変更する案件2件ですが、農用地区域内から除外する案件と用途区分を変更する案件に分けて審議をいたします。それでは、はじめに農用地区域内から除外する案件、番号1番について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書8ページをご覧ください。議案第3号。農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について。このことについて、浦幌町長より意見書の提出依頼があったので審議されたい。令和2年5月27日提出。浦幌町農業委員会会長。

本案件は、農家後継者住宅の新築に伴う農業振興地域からの除外1件と、農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する用途変更2件の内容です。

番号1番、農家後継者住宅の新築に伴う農業振興地域からの除外です。農用地区域内から除外する地番及び面積、地目、所有者、使用者については、議案に記載のとおりです。計画変更の目的は、世帯が増え、既存住宅では手狭なことから、既存の住宅に隣接した本地に農家後継者住宅を新築するものであります。選定用地につきましては、既存住宅及び施設に隣接しており、付近の土地、作物に被害を与えない最適地であり、おおむね5.4haの集団性を有する農用地を含む農用地区域から964㎡を除外するもので、農用地の集団化については問題ありません。

また、除外によって集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在することはないため、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはないと認められます。なお、選定用地は周囲の土地改良施設用地と重複しておらず、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められ、国の直轄及び補助による土地改良事業、農用地開発事業などの受益地にもなっていません。以上により、選定用地は農業振興地域からの除外に係る要件を達成していると認められます。よって、農業振興地域整備計画の変更に係る意見としましては、浦幌町農業振興地域整備計画の変更について異議はないとし、浦幌町長へ意見書を提出いたします。耕作のように供していない宅地を農業振興地域から除外するためであります。

なお、本案件につきましては、農業委員会からの意見書が提出されてから十勝総合振興局との事前協議がなされ、25日間の計画変更案の縦覧告示、15日間の異議申し立て期間を経まして令和2年7月中旬に十勝総合振興局から協議回答をもらい農業振興地域整備計画の変更が告示さ

れ決定となります。また、本申請地につきましては、現況が宅地になっておりますので、農地法上の転用許可の手続はございません。議案書14ページから20ページに位置図、計画変更部分図、配置図等を添付しておりますので、ご覧いただきご審議の程よろしく申し上げます。以上でございます。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号の番号1番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号の番号1番は、原案のとおり決定をいたしました。それでは、次に農用地区域内から用途区分を変更する案件、番号2番、3番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書9ページをご覧ください。番号2番。農用地区域内から用途区分を変更する土地の地番及び面積、地目、所有者、使用者については、議案に記載のとおりです。計画変更の目的につきましては、経営規模の拡大により農業用機械が増えたことから、保管用の倉庫を新設するためであります。選定用地につきましては、現農業用施設用地では規模に見合った敷地を確保することができず、代替地も無いことから選択したのですが、おおむね58.25ヘクタールの集団性を有する農用地を含む農用地区域から664平方メートルを用途変更するもので農用地の集団化には問題がなく、用途変更が原因で集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在することはないので、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはないと認められます。また、選定用地が周囲の土地改良施設用地と重複することはないので、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第4条第6項ただし書きに該当するので適当である。地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる農地の転用にあたります。

番号3番。農用地区域内から用途区分を変更する土地の地番及び面積、地目、所有者、使用者については、議案に記載のとおりです。計画変更の目的につきましては、新規に導入する農業用産業機械の保管、メンテナンスを行う格納庫を新設するためであります。選定用地につきましては、現農業用施設用地では規模に見合った敷地を確保することができず、代替地も無いことから選択したのですが、おおむね24.6ヘクタールの集団性を有する農用地を含む農用地区域から1,636平方メートルを用途変更するもので、農用地の集団化には問題がなく、用途変更が原因で集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在することはないので、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはないと認められます。また、選定用地が周囲の土地改良施設用地と重複することはないので、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第4条第6項ただし書きに該当するので適当である。地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる農地の転用にあたります。なお、本農業振興地域内の農用地を利用計画の用途に供する用途変更については、変更に係る面積が10,000平方メートルを超えないので、異議がなければ、只今説明した農地転用に関する許可基準から見た意見を付して浦幌町農

業振興地域整備計画の変更について異議はない旨、浦幌町長に意見書を提出し、農業委員会から意見書が提出された後、速やかに浦幌町長により変更計画の告示がなされ、変更が決定となります。議案書23ページから27ページに、番号2番の位置図、計画変更部分図、配置図等を、議案書30ページから34ページに、番号3番の位置図、計画変更部分図、配置図等をそれぞれ添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号の番号2番、3番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号の番号2番、3番は、原案のとおり決定をいたしました。

●日程第7 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第7、議案第4号、「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書36ページをご覧ください。議案第4号。農地法第4条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和2年5月27日提出。浦幌町農業委員会会長。

番号1番。申請人は、活平に住所を有する方です。申請地の内容につきましては、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、倉庫の建設及び作業用通路等となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。

番号2番。申請人は、稲穂に住所を有する法人です。申請地の内容につきましては、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、格納庫の建設、作業場及び作業用通路等となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。

許可となる根拠といたしましては、農地法第4条第6項のただし書きで、農用地区域内にある農地を農用地利用計画に指定された用途に供するため、農地以外のものにしようとするときあり、不許可の例外でございます。議案書37ページから44ページに資料として位置図、施設配置図、求積図、立平面図を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお願いいたします。なお、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地からの農業用施設用地への用途変更につきましては、先ほどの用途変更に関する計画の変更において承認された旨の意見書を提出し、すみやかに決定公告がなされたあと、許可書の交付につきましては、本案件の面積が30a以下であるため本農業委員会で許可相当と判断されたのち、許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ございませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川会長 それではこれもちまして第34回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時28分閉会